CONTENTS

7月上旬 から 赤い羽根共同募金

地域配分 (B配分) の

地域配分(B配分)とは

それぞれの地域で集められた寄付金の一定割合をその地域で活かすことを目的 とした配分です。地域性の高い施設・団体が対象で、おもに地域福祉を増進するこ とを目的とした具体的な事業を対象とします。

平成30年度は豊島区内の保育園の日除けテントやプール、グループホームの電化 製品、地域活動支援センターの宿泊訓練等に使われました。

対象事業 令和2年度に実施する下記の事業

- ①備品整備(利用者が日常的に使用する電化製品・家具・遊具等)
- ②小破修理 (トイレ・床・壁・扉等の修理・改修)
- ③研修・訓練・交流(生活力向上のための宿泊訓練・社会見学等)

30万円以内

申請期間 令和元年 7月上旬~10月31日

申請関係書類は東京都共同募金会のホームページからダウンロードしてくだ さい。地域配分 (B配分) の申請は7月上旬より豊島地区協力会が受け付けて お持ちください。

赤い羽根共同募金・地域配分 (B配分) 申請について >>> http://toshima-shakyo.or.jp/contents/bokin_bhaibun.html

問合せ

東京都共同募金会豊島地区協力会(豊島区民社会福祉協議会内)

TEL 03-3981-2930 FAX 03-5954-7105







『ボランティアってどうすればできるの?』、『ボランティアって誰でもできるの?』 迷っているあなた…。この夏、ボランティア体験を始めてみませんか?



夏ボラ参加までの流れ ▶▶▶▶

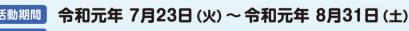












地域の福祉施設及びボランティア団体等での活動

中学生以上で、ボランティア活動に興味・関心のある方 ※活動により、年齢・性別等の条件あり 「参加者説明会」と「事前オリエンテーション(各活動先で実施、日時は活動先ごとに設定)」 へ参加できること。

参加費 300円

■ 説明会のご案内

参加者説明会:①~④のいずれかに必ず本人が出席してください。(予約制、各回定員80名)

	日時		会 場
1	7月5日 (金)	16:00~17:30	上池袋コミュニティセンター 多目的ホール
2		18:00~19:30	(豊島区上池袋2-5-1健康プラザとしま7階)
3	7月7日(日)	10:00~11:30	生活産業振興プラザIKE・Biz
4	7月8日(月)	19:00~20:30	多目的ホール (豊島区西池袋2-37-4 6階)

※④7月8日(月)19:00~の回は中学生参加不可。

申込・問合せ先 豊島ボランティアセンター TEL 03-3984-9375 (月~金 8:30~17:15) 「FAX 03-3981-2946 🖂 tomonii@t.toshima.ne.jp



社協会員を募集しています。

「地域のために何かしたい」という想いを地域の力にかえてみませんか! 豊島区民社協では、区民の皆さんの「地域で活動したい」「困った・相談したい」「知りたい・学び たい」という想いをサポートしています。ひとりでも多くの皆さんが社協会員となっていただく ことで、地域の活動や困りごと、悩みごとを抱えている方々への支援につながります。ご支援ご協 力をお願いいたします。

★ご入会には入会申込書の提出と会費の納入をお願いします。詳しくは、下記までお問い合わせください。 総務課 TEL:03-3981-2930 FAX:03-5954-7105

会員区分

区分	年会費 (4月1日~翌年3月31日)
個人会員	10 1,000円以上 (個人での加入)
団体会員	10 2,000円以上(グループ、町会等での加入)
施設会員	10 5,000円以上(社会福祉施設での加入)
賛助会員	103,000円以上(企業等での加入)

2019年(令和元年)

豊島区民社会福祉協議会だより

豊島区民社会福祉協議会は

「社会福祉協議会」(略称:社協)は、社会福祉法という法律により、全国・都道府県・区市町村に設置が定められた民間の 福祉団体(社会福祉法人)です。

豊島区民社協では「誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、区民の皆さんや福祉関係者・団体等 のご理解とご協力のもと、各時代において社会福祉制度の隙間を埋めながら、行政では対応できない分野で活動しています。

豊島区では2回目の開催!

社会貢献型後見人(市民後見人)

美元は書写記日会 お住まいの地域で、社会貢献始めませんか?

説明会日程 1 6月20日(木) 2 6月25日(火)

時間 12いずれも 14 時~ 15 時

| 会場|| 雑司が谷地域文化創造館 多目的ホール (豊島区雑司が谷 3-1-7 千登世橋教育文化センター内 地下 1 階)|

対象 区内在住で、25 歳以上 概ね 65 歳未満の方

定員 各回80名 電話、FAX にて下記まで

※区内公共施設などに配布されているチラシの裏面が、申込用紙になっています。ご活用ください。

養成講習の受講希望者は、 説明会の参加が必須です。

申込が切 6月19日(水) 15時まで

新たな活動を 始めてみませんか?



これまでの仕事の経験が 活かせるかも!!

ますは、お気軽に 説明会へご参加ください!

- ①養成講習の受講を希望される方は、必ず説明会に参加 (いずれか1日) してください。
- ②養成講習は、入門講座(7~8月の3日間)と基礎講座(11~1月の9日間)に分かれており、入門講座は誰でも参加できます(基礎講座は選考あり)。
- ③養成講習の日程を事前に知りたい場合は、社協ホームページでご覧いただけます。

実施主体:豊島区、豊島区民社会福祉協議会

「社会貢献型後見人」とは…?

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない方を支援する 「成年後見制度」の趣旨と内容を理解している区民の方で、 社会に貢献したいという熱意をもった成年

社会に貢献したいというがあるとことは、後見人のことです。今後、新たな後見人の受後見人のことです。今後、新たな後見人の受 け皿として、親族でも専門家でもない"社会 貢献型後見人"の活躍が期待されています。

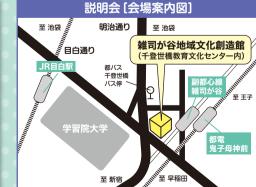
★講習修了後は一定の研修を積み、将来、社会貢献型 後見人に就任することを目指します。

権利や財産を守る身近なしくみ「成年後目制度」

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を 判断することが難しい方について、本人の権利を守る 援助者(成年後見人等)を選ぶことで、法律的に本人を支援 する制度です。具体的には、

本人の預貯金等の管理(財産 管理) や日常生活で必要とな るさまざまな契約など(身上 保護)を後見人が行います。





(注) ただし、講習修了によって、後見人就任が約束されるものではありません。

03-3981-2940 FAX 03-3981-2946

〒170-0013 豊島区東池袋1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎4階 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会